

信濃学園身体拘束ガイドライン

平成29年10月 1日制定

1 理念

身体拘束とは、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。信濃学園では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、拘束廃止に向けた意識を全職員が持ち、身体拘束を行わない支援の実施に努めます。

2 身体拘束の定義

身体拘束とは、身体の内外的自由や行動の内外的自由を制限することを総称する言葉であり、単に物理的な制限のみならず、心理的な制限・抑圧についても対象となります。

具体的な例は以下のとおりです。

(「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省 2001. 3 から)

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車いすやいすから落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の三原則

下記の(1)～(3)のすべてに該当する場合、一時的な措置として、緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- (1) 利用者本人又は他利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

4 身体拘束を行う場合の判断

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護する措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、上記三原則すべてを満たしている場合、関係職員の協議の結果を受けて実施の可否を施設長が判断します。休日・夜間及び緊急を要する場合は、勤務職員で協議し判断することとし、

事後速やかに施設長に報告することとします。

5 説明と同意、閲覧

やむを得ず身体拘束を行う必要があると（様式1）により判断された場合、身体拘束の理由、内容、場所、時間（期間）について、（様式2）により利用者、家族に対して説明をし同意を得ます。家族が来所できない場合は、電話で説明・同意を得ることとし、来所時に改めて署名・捺印をいただきます。

「信濃学園身体拘束ガイドライン」は信濃学園ホームページに掲載する等の方法で、誰でも閲覧できるようにします。

6 記録と検証

実際に身体拘束を行った場合は、（様式3）により態様、時間、心身の状況等を記録するとともに、（様式4）により実施後の日々の心身の状態の観察、拘束の必要性や方法に係わる検証を関係者で行います。困難事例については人権擁護委員会で検討することとします。また、強度行動障害等の対応のため、やむを得ない身体拘束が継続的に実施される場合は、定期的に検証することとします。これらの記録は逐次加えるとともに、施設、家族等関係者の間で情報を共有するようにします。

附則 このガイドラインは、平成29年10月1日から施行する。

このガイドラインは、令和元年5月24日から施行する。

このガイドラインは、令和8年3月1日から施行する。